

大桑村教育委員会 12 月定例会 会議録

開催日時 令和 6 年 12 月 16 日（月）午後 1 時 59 分から午後 3 時まで

開催場所 特別会議室

出席者	教 育 長	野知里 浩寿	教育長職務代理者	白木 正
	教 育 委 員	水口 泰治	教 育 委 員	松尾 輝明
	教 育 委 員	細田 愛	教 育 次 長	興野 敦

傍 聴 者 なし

会議日程

1. 開会

2. 挨拶

3. 報告

- ・ 12/12（木）・13（金）議会 12 月定例会

4. 議題

1) 教育関係者懇談会について

本日 15：30～

2) 就学判断について

3) 規則の改正について

- ・ 大桑村保育所管理規定の一部を改正する規則

4) その他

- ・ 大桑村育英基金条例の改正について

5. 今後の日程について

- ・ 12/24（火）～1 / 7（火）小学校年末年始休業（学校閉庁：12/27～1 / 5）
- ・ 12/24（火）～1 / 6（月）中学校年末年始休業（学校閉庁：12/27～1 / 5）
- ・ 12/27（金）～1 / 6（月）保育園年末年始休業（希望保育：12/27、1 / 6）
- ・ 12/27（金）仕事納め
- ・ 1 / 6（月）仕事始め
- ・ 1 / 10（金）木曽郡町村教育委員会連絡協議会（合庁）

- ・ 1/12（日）消防団出初式（大桑中学校）
- ・ 1/16（木）蘇南高等学校地元市町村協議会
- ・ 1/23（木）木曾郡町村教育委員会連絡協議会（合庁）
- ・ 1/25（土）中学校立志式（サードブック贈呈
- ・ 1/30（木）第3回オオクワガタCS委員会（大桑小学校）

6. 次回教育委員会開催日時 令和7年1月21日（火）9：00～

8. 閉 会

教育長 それでは12月の定例会ということで始めさせていただきます。師走に入りまして今年もあと半月ほどということになりました。年末年始を控えまして、体調管理に万全を期していただきたいと思います。また冬本番を迎えたということで先週11日の日には県内全域でインフルエンザの注意報が発表されております。増加傾向にあるということですが、村内の教育関係での感染は聞いていません。基本的な手洗い・うがい・マスク等について対応していただきたいと思いますし、コロナについても、若干増加傾向にあるようでありますので、あわせて対応していきたいと思います。今日はこの後、関係者懇談会を予定しております。社協委で数名欠席される方もいますが、出席20名ということで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。会場については、この場で引き続きということになりますので、よろしくお願いします。

教育長 最初に報告の関係です。

- ・ 12/12（木）・13（金）議会12月定例会

条例改正と補正予算が主でありました。条例につきましては、国の人事院勧告に基づく職員の給与条例の改正。その他のところでまた説明させていただきますが、育英基金条例改正ということがありました。それから補正予算の関係ですが、主には人事院勧告に伴う人件費の増ということ、11月2日に豪雨による災害が発生しており、災害復旧事業費の追加ということで補正予算がありました。

報告は議会のみとなりますが、皆さんから何かあればお願いします。

全委員 質問等なし。

教育長 議題の方入ります。（1）教育関係者懇談会についてということですが、今日この後、時間は15時30分から予定しておりますので、教育委員会が終わり次第、会場を作り直して、始めたいと思うのでよろしくお願いします。懇談会については以上になります。

教育長 （２）就学判断についてです。今回１件ありましたので次長の方から説明をいたします。

教育次長 それではお願いします資料一部つけております。こちらのお子さんにつきましては１０月にエントリーシートを郡の支援委員会へ提出させていただきました。本人の状況のところに書いてありますが、感覚のアンバランスとか、食物アレルギーがある、それから初めてのことが苦手ということで、保護者の方も心配されて新年度から支援級を希望されていきました。それでエントリーシートを提出させていただいて、郡の支援委員会の方でそれぞれ協議をして、判断報告書は１１月２７日に届いたところです。総合的判断をみていただくと通常級に在籍して支援を受けることが望ましいということでありました。私も１１月の支援委員会の方へ出席させていただいき、委員の先生からは、自分から関わりが持てることができる。困ったことに対して自分から声を上げることができる。友達関係を築くことができるということで、通常の学級が望ましいのではないかという判断でした。ただ配慮の事項としまして下を書いてありますが、不器用なところとか学習上困難もあるところもありますけども、それぞれ教師の立ち位置とか、座席の位置とかを考慮して明確に支援をしていけばいいんじゃないかということをおっしゃっております。通常級で学習を続けていきますが、続けていく中でつまずき等があった場合には、見直しながらいきたいということで、今回は通常級に在籍していくというような判断をいただいたところです。こちらにつきまして１２月１１日の日に教育長と保護者の方に今回の結果を報告させていただきました。以上です。

教育長 説明ありましたが、何か質問等あればお願いします。通常級で様子を見ながら、支援員もいますので対応したいと思います。

水口委員 保育する中で気になることなど聞いているか。

教育次長 保育園の生活の中では、初めてのことが苦手ですとか、あと音の敏感さもあるそうです。保護者の方もそういったことがあるので支援級を希望したいということでした。エントリーシートを提出すると、未就学児の場合は支援委員会の先生が実際の生活する姿を見られて判断します。その結果、通常級へ在籍することが望ましいとの意見です。

水口委員 一応通常級に入ってもらって様子を見ながらこの部分については支援学級の方がいいなとか、そういうのは入って何ヶ月してからかわかんないけども、それで判断していくという方向ってということですかね。

教育次長 当然学校の方にも情報共有し、保育園から学校へ繋ぎながら支援をしていけばいいかなと思います。

教育長 他よろしいでしょうか。就学判断の関係ですけれども、もう 1 人予定しています。

教育次長 委員会に 1 件エントリーシートを提出しています。今週の委員会で判定予定が 1 件、相談中のお子さんが 1 件です。

教育長 就学判断についてはよろしいですか。

全委員 特になし。

教育長 (3) の規則の改正についてということで、大桑村村保育所管理規則の一部を改正する規則ということで内容については次長の方から説明します。

教育次長 お手元に資料を 1 枚お配りしております。こちらは、保育所の規則ということで、字句の訂正ですとか、認定証の名前の改正になります。添付はしてませんが、関係する様式を変えたところが主な改正です。第 5 条のところは、左側が改正後ということで国の基準の法令を記入しました。それから入所手続きについて、現在教育保育給付認定申請書というものになっておりますので、こちら今までの保育所入所申込書をこちらに訂正してあります。第 9 条についても名称の変更になりますので様式の方も変わっています。第 9 条の第 3 項もこちら通知の名前が変わっておりますので変更しました。裏面になりますが、退所の届出を現況届の提出に変えました。それから保育料の 11 条のところですけどもこちら児童福祉法が変わっておりますので、改正後の福祉法の該当する条と項を記入したということです。関係する様式を全て会議整理しましたのでお願いします。

教育長 説明しましたが、主には字句の訂正と様式等の訂正ということでありますが、更新がされておりますので今回見直していきたいということでもあります。何か質問等あればお願いします。

水口委員 裏の保育料のところなんだけど、改正後は昭和とはどういったことか。

教育次長 最初に公布された年が昭和 22 年の法律第 164 号っていうところにな

ります。その後改正されていて、右側第 56 条第 1 項で書いてありますけども第 56 条第 2 項の規定ということになります。

水口委員 昭和 22 年の法律が生きてるってこと。

教育長 最初に昭和 22 年に法律ができたんですが、その都度改正はされていますので、ここに載ってくるのは最初に法律ができたときの年号が入っています。国も村も条例はそういう形です。最新は令和 6 年〇月〇日改正ということになります。他に質問ありますでしょうか。

全委員 特になし。

教育長 ないようでしたらこの規則に関しては教育委員会の方で決定ということになります但承認ということではよろしいでしょうか。

全委員 承認。

教育長 承認ということで、本日付で告示の手続きを進めたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは次、(4) のその他ですが、先ほど報告のところで 12 月定例会で条例改正を行ったということで、大桑村育英基金の改正がありましたが、これについては基金の関係ですので総務の管轄の条例になりますので、教育委員会で承認という形ではありませんが、議会の中で議決をされておりますので内容について次長の方から説明いたします。

教育次長 資料左側で止めてある資料になります。条例と規則と両方関係してきますので、改正の要旨で説明させていただきます。まず改正したところですが、貸付対象に「経済的理由により就学を続けることが困難なものとする」という一文がございましたが、就学するために使っていただくということでそちらは削除をさせていただきました。それから借入金の額ですが、規則に明記してありますが、現行ですと、大学生・専門学校生が月額 3 万 5000 円、高等専門学校生が月額 2 万 5000 円、高校生が月額 1 万 5000 円ということでした。こちら大学 4 年の場合だと合計で 168 万円貸付ができましたが、こちらを高校、高専専門税額それぞれ合わせた中で月額 5 万円以内ということになります。大学 4 年生の場合は 4 年間で 240 万貸付ができるように改正をさせていただきました。それから償還の方法ですが、現行ですと、卒業後 1 年据え置いて貸付を受けた期間の 2 倍の期間で償還することになっていました。これまでですと、大

学出て1年据え置いて、大学4年間なので、8年間で償還をしておりましたが、改正後は貸し付けた期間の3倍の期間内で償還するということとなります。借り入れできる金額が増えた分、償還の負担とならないように、3倍の期間内とさせていただきました。広域連合の奨学金も3倍の期間ということになっております。月額1万6700円を12年間で償還できるというような形です。それから、償還免除というところですが、これまでは、卒業後村に帰ってきた場合は、3分の1の額を免除してました。これまでは大学4年間の場合は168万円の3分の1の56万円免除できました。これまでは、毎年申請をしていただいて、1年に償還する分の3分の1ずつ免除していく形になっておりました。今回の改正で卒業後大桑村に住所を有し、それから郡内等の事業所に3年間従事した者は3年間償還を猶予した後、全額免除するという形になりました。例えば、大学卒業し村に帰ってきて郡内の企業に就職した時点で3年間償還猶予の申請を出していただいて、3年間経ったところで、3年間事業所に従事したので減免してくださいというような流れで全額免除するという形に今回の改正でさせていただいたところになります。先日議会で承認いただきました。以上です。

教育長 今説明ありましたけれども、この条例改正については、坂家村長になってからですが、選挙公約の子育て支援の拡充ということで、その中のまず第一歩ということで、今回12月の議会に諮らせていただきました。奨学金の募集をかけていかなければいけないので、これについては他の条例改正に先立って、12月の議会で承認をいただき、募集については、来月からかけるということで条例を早めに改正をさせていただいたものであります。何か質問があればお願いします。

細田委員 借りるにあたって保証人と必要ですか。

教育次長 保証人と、それから連帯保証人が必要になります。

細田委員 広域の奨学金を借り入れる際、木曽郡内にいる60歳以下の保証人をつけなければいけなくて、そうすると兄弟なんかが木曽郡から出ていると保証人つけられなくて借りれなかったっという家庭があったのですが大桑村の奨学金は年齢制限などはありますか。

教育次長 保証人は、保護者。連帯保証人は同居してない方になっています。

教育長 今説明の一番最初にありましたけども、経済的理由により、云々とい

う部分も削除をしましたので、大桑村の住民であれば、ほぼ借入れできるという形です。

教育次長　　今は、ご家庭の所得が 700 万以下なら借りれることになっていますが、お父さんもお母さんも働いておられるのでご家庭の所得は上がっています。広域連合や学生機構等でも、所得制限というのはありませんので、現況に合わせた形にさせていただきました。

水口委員　　今、3 万 5000 円ですよ。これはこの条例が変わると、1 月から 5 万円になるということですか。

教育次長　　今の条例があってそのお約束で貸付けしてますので金額を変えたりとかできません。4 月から借りられる人が月額 5 万円以内となります。

水口委員　　これは今度の 4 月から大学なり専門学校なり行かれる方から始まるってことですね。

教育次長　　議会の中でもそこが不公平じゃないかという意見もありました。大学 4 年間同じ金額を同じ時期に借りても、1 年で返す人は既に償還が終わっていますし借りた人によってもバラバラなので、どこに線を引くかというのは難しいので、4 月 1 日以降借りた人についての適用ということでお願いしたいと思います。

水口委員　　3 分の 1 免除の方は、何パーセントいますか。

教育次長　　全体の 1 割くらいです。このところは奨学金を借りられる方が少なくなっています。

白木委員　　せっかくの制度なんだから、大いに活用していただいて、村に戻ってきていただければ、ありがたいことですね。そういう対象になる例えば中学 3 年生、高校 3 年生の人たちに制度があることを伝えていくことが大事。

教育長　　村長の子育て支援とか就学支援もあるんですが、要はいかに大桑村へ帰ってきていただきたいということを主眼にしていることなので周知の方はしっかりさせていただきますが、ぜひ大学卒業したら帰ってきてもらいたいということです。

松尾委員　　公約にたいして、年度をまたがずにすぐに通してもらおうってありがた

いことで、要望出したら速攻で動いてくれるっていうのがとっても伝わって、特に未来の世代の子供たちにとって、いいことだなと思います。言ったことが実現していくんだっていうのはありがたいことだと。別件ですけど資料館の星空ミュージアムのときに来てくれた大桑中の卒業生に中学３年生との懇談会で当時提案した、駅前のマンホールをカラー化したという話をしたらすごく喜んで、そこに友達３人いたのに普段通学してるけど気がつかなかった、見てみようって言ってすごく喜んでました。提言したことが実現することをどんどん伝えていくことが大事だと思うし、すぐやってもらおうとがすごくありがたいなと思いました。大桑村は、いいとこだなって思えば、子供たちも愛着が出てくると思います。郡内等っていうのは、幅を持たせていただいてるっていう配慮なんですよ。

教育次長 中津川とか、家から通える範囲のところという意味です。

松尾委員 選択肢が広がってありがたいことだと思います。

教育長 奨学金については、この条例以外にも、村以外で借りた奨学金についても、３分の１の免除、上限が１２万円の制度もありますので、学生機構で借りたり金融機関で借りた奨学金についても、大桑村に住所を持ってきたもらえれば免除という制度も一昨年から行っており、年間で１０人申請がありました。大桑村の基金条例で借りたのはそんなに多くないですけども、村外から来てくれた外の子供でも対処できるし、大桑村に縁もゆかりもないところから来て大桑村に住んでいる人も対象になるということで、３分の１の免除は結構な金額だと思います。そういうことで少しでも大桑村へ来ていただければということでやっておりますということでお願いします。この件についてはよろしいですか。

全委員 特になし。

教育長 その他ですがこちらで用意してあるのは以上です。の皆さん何かあればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 今後の日程です。

- ・ 12/24（火）～ 1 / 7（火） 小学校年末年始休業（学校閉庁：12/27～ 1 / 5）
- ・ 12/24（火）～ 1 / 6（月） 中学校年末年始休業（学校閉庁：12/27～ 1 / 5）
- ・ 12/27（金）～ 1 / 6（月） 保育園年末年始休業（希望保育：12/27、 1 / 6）

- ・ 12/27（金）仕事納め
 - ・ 1 / 6（月）仕事始め
 - ・ 1 /10（金）木曽郡町村教育委員会連絡協議会（合庁）
 - ・ 1 /12（日）消防団出初式（大桑中学校）
 - ・ 1 /16（木）蘇南高等学校地元市町村協議会
 - ・ 1 /23（木）木曽郡町村教育委員会連絡協議会（合庁）
 - ・ 1 /25（土）中学校立志式（サードブック贈呈
 - ・ 1 /30（木）第3回オオクワガタ CS 委員会（大桑小学校）
- 以上ですけれども皆さんの方から何かあればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 次回の委員会は、1月21日の火曜日9：30からということで、この会場で行いますのでお願いします。ありがとうございました。